

都の入札契約制度等に関する要望への回答について

団体名 一般社団法人東京建設業協会

要望事項・回答

I. 働き方改革の推進

(1) 週休 2 日の実現に向けた工期の適切な設定

都発注工事では、施工に必要な日数や現場固有の不稼働日が十分に考慮されておらず、工期設定や条件明示が不十分なため、受注者の週休 2 日の実現や長時間労働の是正は難しい状況が見受けられる。

建設業が人材・機材を効率的に活用し、働き方改革が推進できるよう、施工時期の平準化を図り、余裕期間制度（フレックス工期等）を活用しつつ、ゆとりのある工期設定を徹底していただきたい。

また、夏季は熱中症防止のため労働時間に制約がかかっていることから、受注者にしわ寄せがないよう配慮した工期を適切に設定していただきたい。

【回答】

財務局では、工期設定に当たっては、工期に関する基準（令和 2 年 7 月 20 日付中央建設業審議会決定）を踏まえ、具体的には、新築・改築・増築の工期は、（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」を参考に設定し、直接工事に必要な日数のほか、施工条件や休日等を考慮した日数を加え、工事段階に必要な期間を確保するとともに、入札公告時において、入札参加者の皆様が積算を行いやすいように、参考資料として工程表を公表し、施工条件の明確化などに努めています。

また、発注に際しては、繰越明許費等を活用した施工時期の平準化の更なる推進など、働き方改革の推進に向けた取組を図っていきます。

熱中症予防対策の一環として作業の一時中止や休憩時間の拡大などの対策を講じることにより、工期内に工事を完了することが困難な場合は、工期延伸等について協議の対象とすることとしています。

(2) 「受注者希望型週休 2 日モデル工事」の試行拡大

財務局では、建設業界の働き方改革の一環として、建設現場における週休 2 日制を推進するため、発注者指定型の週休 2 日モデル工事の試行に加え、昨年 10 月から新たに受注者の希望に応じて一定の範囲で休日を設定できる「受注者希望型週休 2 日モデル工事」の試行が開始されたところである。

新たなモデル工事は、受注者が工程を柔軟に計画することができ、働き方改革に資するものとなっているため、対象工事の範囲や件数の拡大をしていただきたい。

【回答】

財務局では、令和 2 年 10 月に「受注者希望型週休 2 日モデル工事」の試行をグラウンド工事・解体工事を対象に開始したところです。

工事現場の週休 2 日の取組を促していくためには、施工体制や工程管理に応じて受注者が任意に休日を定めることができる仕組みが必要と認識しており、今後も、現場の声を聴きながら、取り組んでいきます。

(3) 週休 2 日の実施に伴う必要経費の補正係数の引き上げ

週休 2 日の実現に向けて、財務局では、「週休 2 日モデル工事」において、週休 2 日の実施に伴い増加する共通仮設費等の経費を適切に積算計上できるよう補正係数を導入されているが、いまだ実態と乖離しているとの意見が挙がっている。

補正係数の引き上げに当たっては、公共事業労務費調査の結果に基づく国の動向を注視し対応されていると思われるが、受注者の週休 2 日が実現できるだけの賃金及び経費を確保できるよう、都独自に引き上げを実施していただきたい。

【回答】

財務局では、労務費の補正にあたっては、国の「公共事業労務費調査」の結果を踏まえた補正係数 1.05 を使用しています。本調査は、平成 29 年度の調査より、週休 2 日導入等に伴う賃金支払の調査項目が追加されており、毎年度実施されています。

今後とも、国の動向も踏まえつつ、引き続き適切な予定価格の設定に努めます。

Ⅱ. 入札契約制度の改善

(1) 地域の守り手を育成する入札契約方式の導入

災害対応の担い手を確保するため、国では、地域の安全・安心を担う建設業の防災に関する取組態勢・活動実績などを評価する「地域防災担い手確保型」の総合評価方式を採用されている。また、他県では、災害時に最前線で応急復旧活動を担う企業を成長させ、県民の安全・安心を確保するため、県と災害協定を締結している業界団体の会員で、県と契約実績がある企業を対象とした入札を試行されている。

東京都においても、協定を締結している建設業団体に加盟している建設会社が、災害時において地域の守り手としての役割を着実に果たせるよう、同様の方式を導入していただきたい。

【回答】

都の発注する契約においては、より多くの企業に広く受注機会を与えること、競争性を確保することを基本としており、災害協定を締結していることを前提とした入札参加条件を設けることは困難と考えます。

なお、都においても地域防災における災害協定の重要性は認識しており、総合評価方式において、入札参加者または入札参加者が加入している団体が都と災害協定を締結している場合に加点の要素としているところです。

また、国において試行している地域防災担い手確保型の総合評価方式は、企業の防災活動の実績等を高く評価するものですが、導入にあたっては、総合評価方式本来の主旨である品質確保の観点も踏まえつつ、国や他自治体の運用状況等を注視していきます。

(2) 総合評価方式の価格点算定における基準価格の算定式の見直し

総合評価方式適用工事については、ダンピング対策に十分配慮しつつ、同方式の趣旨がより発揮できる制度へ見直され、技術提案型を除き、低入札価格調査が原則廃止される一方で、入札価格が「基準価格」を下回ると価格点での優勢がなくなるよう、制度改正が行われた。

しかしながら、新制度の「基準価格」の算定式は従来の低入札価格調査制度における「調査基準価格」と同一となっており、「基準価格」を下回った場合でも落札の可能性があるため、低価格での入札を許容しているように見受けられる。

ついては、技術点が高くない応札者に「基準価格」未満で落札することを防ぐため、算定式を見直していただきたい。

【回答】

総合評価方式は、価格と技術力が総合的に優れている事業者と契約することにより、品質を確保することが制度の趣旨です。

今回の改定は、総合評価方式の制度趣旨をより発揮できるように見直しを行ったものであり、ダンピング対策にも十分配慮し、入札価格が基準価格を下回ると価格点での優位性が無くなることとしています。なお、基準価格を下回る落札者については、技術点が高くかつわずかに基準価格を下回った入札者であることを想定しています。

令和3年1月1日以降に公表した案件から適用を開始したところであり、今後の入札状況や落札状況を注視していきます。

(3) 入札契約段階における工事の安全対策の推進

建設工事の安全対策は、健全な社会資本を形成するうえで非常に重要であり、受注者の建設現場における労働環境の改善を推進していくには、発注者において、構造物の完成に至る過程で、工事の安全対策、働き方改革及び担い手の育成等の支援が必要である。

については、総合評価方式において、応札者の提案する安全対策（ICT活用の推進等）や安全教育、過去の受注工事における安全対策の評価（安全施工優良工事の表彰等）を、技術力として評価し入札に反映できるよう、評価項目を追加していただきたい。

【回答】

事業者の提案する安全対策については、技術提案型総合評価方式において、案件に応じて評価項目としているところです。

一方で、過去の受注工事における安全対策の評価を含めた施工の実績については、「過去の工事成績評定」や「企業の優良工事表彰の実績」の項目で評価しています。

(4) 積算基準等の改善

東京都各局では、工事価格の積算基準を公表し、毎年、実態調査を基に改定されているが、会員企業からは、地盤改良工、杭工事、土砂運搬工など、実態価格との乖離を指摘する声が多数挙がっている。また、率で算出する共通仮設費、現場管理費についても実態と乖離することが多いとの意見もある。

については、適切な工事価格となるよう、現場条件、施工数量を十分に考慮のうえ積算基準の見直しを図っていただきたい。

【回答】

適正な予定価格の設定は発注者の責務であり、現場条件や工事内容に応じた施工数量について、可能な限り現場実態に合わせた積算を行っています。

単価については、資材等の市場動向を速やかに反映できるよう、年4回の改正を行っているほか、鋼材、生コン、燃料油などの主要資材については、毎月、改正を実施しております。また、見積による価格設定についても、原則、3社以上より徴取した見積価格の平均値を参考取引実態を考慮の上、単価を設定しています。

また、共通仮設費及び現場管理費については国が定める基準に基づいており、国の基準改正などの動向等も注視し、適切に計上しています。

こうした取組により、可能な限り実勢を反映した積算に努め、引き続き、適正な予定価格の設定など発注者の責務を果たしてまいります。

(5) 設計変更等の対応改善

設計変更の協議を行う際、事務所・監督員による差はあるものの、発注者自身が現場の施工難易度や状況に対する理解が不十分で、また設計変更を敬遠することが少なくないため、受注者の負担につながっている状況が散見される。

受注者の円滑な施工を確保するため、三者会議や総価契約単価合意方式などを活用しつつ、設計変更ガイドラインに基づき、請負代金額や工期の変更を確実に行っていただきたい。

また、建築工事の工期を延長せざるを得ない事象があり、かつ直接工事費の増額変更が認められない場合、連動して現場管理費の増額も承認されず受注者負担となるため、原則として所要経費を実額で積み上げて算定できるように改善していただきたい。

【回答】

適切に設計変更を行い、受注者の負担軽減を図るためには、施工上の課題などについて受発注者が認識を共有し、対等な立場で協議を重ねることを進めていくことが重要です。

このため、都は、受発注者双方の責務や手続きを明確にした「工事請負契約設計変更ガイドライン」を策定し、施工条件と工事現場の状態が一致しないことを発見した場合などには、相手方に書面で通知等を行った後に協議を進め、適切に設計変更を行うこととしています。

また、建築工事における共通費の変更積算は、工期を延長する場合、延長する要因や延長する工事工程の内容等により、共通費の増額対象とする期間を考慮し、変更後の積算工期を設定し、増減額を算定することができることとしています。

なお、工事一時中止を行った上で工期を延長した場合には、中止期間中の現場維持等の費用として、中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画(基本計画書)に基づき実施された内容について、受注者から増加費用に係る見積りを求め、それを参考に積み上げ計上することとしています。

(6) 公共工事の代価の前金払における支払限度額及び割合の見直し

公共工事の代価の前金払については、国や多くの自治体ではその割合を請負金額の一律4割とし支払限度額を設けていない。一方、東京都では、請負金額36億円未満の工事の場合は支払限度額を3.6億円とし、請負金額36億円以上の場合は請負金額の1割としている。

については、下請業者や労働者に対する円滑な支払を促進するため、前金払の支払限度額を廃止し、一律4割となるように見直していただきたい。

【回答】

国等の前払金制度は、支払限度額は設けておりませんが、それぞれの年度の出来高予定額に対する前払金を年度毎に分割して支払うものです。

一方、都の前払金制度は、一定額以上の請負金額については支払限度額を設けているものの、契約金額総額に対する前払金を契約時に一括して支払うものであり、工事着手時の大きな資金需要により対応しやすい制度であると考えています。

工事着手金としての前払金の趣旨を鑑みると、都の前払金制度は、受注者にとってよりメリットのある制度内容であると認識しています。

この制度内容やメリットについて事業者に理解していただけるよう、引き続き丁寧な説明を実施していきます。

Ⅲ. 生産性向上・建設 DX の推進

(1) 書類簡素化に資するモデル工事の導入

東京都では、工事関係書類の簡素化を図るため、各局での「書類削減モデル工事」の本格実施に向けた検討が進められている。一方、国土交通省では、直轄工事の技術検査時に必要な工事書類を限定した「工事検査書類限定型モデル工事」を試行し、受注者の検査に係る負担軽減を図っている。

書類の簡素化は建設事業者の働き方改革の実現に大きく影響することから、作成・提出が不要な書類の明確化、削減対象の書類の拡大を図りつつ、国交省のモデル工事の考え方も取り入れながら、早期に本格実施していただきたい。

【回答】

工事関係書類の削減・簡素化に取り組むことは、建設業における生産性向上を図り、働き方改革を推進するため重要です。このため、東京都技術会議において、財務局を含む8局が工事関係書類の削減・簡素化を行うモデル工事を実施して効果や課題の検証を行い、令和3年2月に「削減・簡素化が可能な工事関係書類」を選定しました。今後、選定した書類の削減等について各局において関連基準類を改定する予定です。

なお、工事請負契約に係る検査については、地方自治法及び同施行令、並びに東京都契約事務規則及び東京都検査事務規程において、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行うこととされています。

関係書類通りの施工となっているかの確認を効率的に進めるため、書類の取りまとめを含めて、監督員との連携の下、受注者の協力をいただいているところです。

工事請負契約の検査においては、工事関係書類の削減・簡素化の動向を踏まえつつ、今後とも適正かつ効率的な実施に努めていきます。

(2) 営繕工事における「工事情報共有システム」の導入

財務局では、受注者の負担軽減や新型コロナウイルス感染症対策などの環境整備を進めるため、国土交通省が昨年度公表した営繕工事における情報共有システムの機能要件をベースに、工事情報共有システムの検証を開始する旨発表されたところである。

受発注者間のコミュニケーションの円滑化を図るため、できるだけ早期にシステム検証のためのモデル工事を実施し、本格導入を図っていただきたい。また、システムの導入・活用に当たっては紙と電子の書類の二重提出防止を徹底し運用していただきたい。

【回答】

情報通信技術を活用した電子化への取り組みは、ペーパーレスなどを促進し、働き方改革を実現するだけでなく、新型コロナウイルス感染症拡大防止にも有効です。このため財務局工事では、今後、使用頻度が高い書類を電子化の対象としたモデル工事を実施し、効果等を検証していきます。

(3) 都発注工事の施工における行政手続きのデジタル化の推進

東京都では、行政運営の簡素化及び効率化の推進、都民の行政手続等に係る更なる利便性の向上を目的に、今年4月に施行が予定されている「東京デジタルファースト条例」に基づき、行政手続きのデジタル化の検討が進められているところである。

都内で建設工事を施工していく上で、建築基準法をはじめ道路法、建設リサイクル法など様々な法令に基づく行政手続きは多数あり、そのデジタル化は建設業の働き方改革に多大な影響を与えることから、道路工事施工承認申請、道路占有許可申請などの行政手続きを早期にデジタル化へ移行していただきたい。また、このデジタル化への移行に当たり、電子と紙での二重提出とならないよう運用していただきたい。

【回答】

都は、都政の構造改革のひとつの取組として、行政手続きのデジタル化を図るワンストップ・オンライン手続プロジェクトを進めています。引き続き、このプロジェクトを推進し、都民サービスの向上を目指していきます。

ご要望のありました道路工事施工承認申請や道路占有許可申請などの行政手続きについては、所管している部局へ申し伝えます。

(4) 工事現場における新型コロナウイルス感染症対策の支援

東京都では、感染症の拡大防止に向けて、Web 会議の活用や、ウェアラブルカメラ等を使用した確認・立会（遠隔臨場）の試行などを実施されているが、感染拡大防止の徹底のため、全工事で発注者指定とし、機材リース費、通信費を負担していただきたい。

また、建設企業では、BIM/CIM の導入、タブレット等を活用した施工管理などの取組が進められているが、中小企業にとっては、新たな ICT ツールの導入は大きな負担となるため、都発注工事において、受注者が ICT ツールを活用した施工管理などの取組に係る導入費用を支援する制度を創設していただきたい。

【回答】

東京都が発注する工事を対象とした「東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン」においては、感染拡大防止措置を実施する上で、追加経費が必要となる場合は、受発注者間で設計変更の協議を行い、その上で、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書への反映と確実な履行を前提として設計変更を行い、契約金額の変更を行うなど適切に対応することとしています。

ガイドラインでは、参考として設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用の例について、遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費などを記載しています。

なお、東京都発注の建築工事においては、令和 2 年 4 月に工事標準仕様書を改定し、ICT 活用など生産性向上に有効な工法等について提案できる規定を追加しました。受注者から提案があった場合には、都としても必要な対応を行ってまいります。

(5) CCUS（建設キャリアアップシステム）の普及促進

技能労働者の処遇改善と生産性向上に資するCCUS（建設キャリアアップシステム）は現在、その普及・活用に向けて、国や地方公共団体では、CCUSへの加入促進を加速するため、モデル工事を試行し、現場運用に必要な経費の一部を発注者が負担し、CCUS加入済の建設業者に対し、総合評価方式や工事成績評定で加点措置を講じているところである。

東京都においても、CCUSへの加入促進を支援するため、入札契約制度等でのインセンティブ付与、現場運用に係る経費の一部負担など必要な措置を講じられるよう、予算を確保していただきたい。

【回答】

CCUSは、建設事業の担い手確保や労働環境の改善、ひいては工事の品質確保にも繋がるものと認識しており、都としてもCCUSのリーフレットを建設業許可通知書の発送時に同封するなどして、その普及啓発に努めているところです。

一方、一部の事業者団体が行ったアンケートでは、CCUSの導入メリットが分かりづらいといった声もあり、業界における制度への理解促進が必要であると認識しています。

都としては、事業者団体の方々の声を聞きつつ、国の動向や都内建設事業者等の合意形成の進展などについて注視を行うとともに、引き続き、情報提供や周知に努めていきます。

都の入札契約制度等に関する要望への回答について

団体名 一般社団法人東京都中小建設業協会

要望事項・回答

I.入札契約制度改革

① 予定価格の事前公表案件の拡大について

予定価格の事前公表について、積算の負担軽減の観点から低価格帯(建築 4.4 億円未満、土木 3.5 億未満)の案件では見直しが行われましたが、多くの中小企業が入札に参加している、A 等級の価格帯(予定価格 9 億円未満)の工事案件まで事前公表を拡大していただきたい。

【回答】

予定価格の公表時期を事後とすることで、事業者の適切な見積りを促すとともに、落札率 99.9%のような予定価格に近い金額で落札される案件が減少し、入札の透明性が向上するものと考えています。

入札契約制度改革の本格実施後 2 年の状況をもても、財務局契約では、約 4 割の案件が事後公表ですが、全ての案件を事前公表としていた制度改革前と比較すると、落札率 99%以上の案件の割合は、約 4 割減少しています。

また、事後公表とすることで、予定価格をもとに、積算をせずに入札に参加するような事業者の入札参加を抑制できることから、工事品質の確保にも効果があるものと考えております。

事前公表と事後公表の価格帯の線引きについては、引き続き、現在の制度を安定的に運用し、落札状況や応札行動等について定点観測を続け、検証していきます。

② 中小企業の発注について

東京都では、都外に本店があり都内に支店・営業所を置いている中小企業も、都内に本店がある業者同様、入札に参加し工事契約をしています。他県の状況を見ますと、支店・営業所は、特殊工事以外の入札には参加出来ないのが当たり前です。

東京都における各局の工事発注件数及び予算執行率が下がっている中、入札可能業者は、都内本店業者のみとし、支店・営業所の業者は排除していただきたい。そうでなければ、都内本店業者(地場業者)の経営が悪化し、災害等の有事の際に対応する業者が減ってしまいます。有事の際に一番初めに東京都に協力をするのは、都内本店業者(地場業者)です。

【回答】

東京都の発注する契約においては、より多くの企業に広く受注機会を与えること、競争性を確保することといった基本的な考え方があるため、都内に本店がある事業者のみを入札参加条件とすることは困難と考えます。

なお、指名選定にあたっては、地域の建設事業者の受注機会の確保や地域経済の振興といった観点から、発注工事の施行場所付近に営業所を有する事業者を優先的に指名しています。

また、希望制指名競争入札における指名者数は原則 10 者とされていますが、財務局契約第一課においては、平成 29 年 7 月 10 日付で公表した「東京都工事請負指名業者選定基準における選定業者数の試行について」により、希望者が 10 者を越えた場合には、都内本店の中小企業者は 10 者を越えて指名しているところ です。

③ 入札契約制度について

東京都では、入札契約制度について入札に参加しやすい環境整備のために、契約前の「入札段階」の制度を中心に改正が行われていますが、設計変更など契約以後の「施工・精算段階」の制度については、改正が少ないように思われます。

特に設計変更については、昨今の都発注工事において必要と思われるケースが非常に増えており、受注者の円滑な施工確保のため、「施工・精算段階」の制度についても改めて見直しを図っていただきたい。

制度として国土交通省が採用している総価契約単価合意方式が有るのに、東京都はなぜ採用しないのですか。国土交通省での工事発注では、100%総価契約単価合意方式で契約をしています。

【回答】

都は、発注者と受注者双方の責務や手続を明確にした「工事請負契約設計変更ガイドライン」を策定し、施工条件と工事現場の状態が一致しないことを発見した場合などには、ガイドラインに基づき設計変更を行うこととしています。

今後、設計変更が発注者の責務であることや必要な手続などについて、説明会等を開催し各局へ周知するとともに、各局を通じ受注者にもガイドラインを浸透させることで、必要な設計変更が適切に行われるよう取り組んでいきます。

また、総価契約単価合意方式については、都においても、契約金額の変更があった場合の金額算定を行うための単価を前もって協議し、合意しておくことにより、設計変更に伴う協議の円滑化を図ることを目的として、一部の業種において試行しているところです。

工事の発注に当たり、当該方式の適用については、工事内容や工事規模などを勘案し、それぞれの発注部局において判断しています。適用実績のある部局からは、単価協議に係る資料作成や確認行為について、受発注者ともに負担が大きい部分があると聞いています。

引き続き、試行の状況なども踏まえつつ、当該方式がより実用的な制度となるよう努めていきます。

④ JV 結成義務化の撤廃について

現行の入札参加要件では、中小建設会社が単体で参加できる規模においては、発注等級が拡大されることにより等級が意味をなさなくなっており、また JV 規模の案件においては、単体での応札が増加しております。

中小建設会社の受注機会の確保と工事实績の確保のために、建築 6 億以上、土木 5 億以上の工事発注に関して、以前のように JV 結成義務に戻していただきたい。または、多くの案件で総合評価として、第 2 順位以下の構成員に実効性がある単独加点をしていただきたい。

【回答】

入札の参加要件については、競争性や経済性、品質確保の観点から、当該等級の直近上位及び直近下位の等級に属する事業者の方の参加を可能としている場合があります。引き続き、規模や内容に見合った発注条件となるよう努めていきます。

また、JV 結成義務についてですが、入札契約制度改革本格実施後 2 年の状況をみると、混合入札の導入に伴い、希望者数が増えている状況です。

一方で、混合入札における中小企業の受注状況については、受注金額に関する中小企業の占める割合が増加しています。

なお、JV 結成のインセンティブを高める取組として、平成 30 年 6 月、入札契約制度改革の本格実施の際に、都内中小企業と JV を組んだ場合、総合評価方式における加点を単独項目での加点とし、加点幅も倍に引き上げました。

当面は現行制度を継続し、落札状況をしっかりと検証していきます。

⑤ JV 結成時の構成員の緩和について

1.道路舗装事業者との JV 結成時における第 2 順位以下の構成員の所在地緩和について

道路舗装事業者との JV 結成は義務化されています。第 2 順位以下の構成員の所在地が、工事発注地域に契約する本店(営業所)となっていますが、中小建設会社の受注機会確保と工事実績の確保をするため所在地限定を外していただきたい。

【回答】

財務局契約第一課発注の道路舗装工事では、施工場所区域を 2 3 区、南北多摩、西多摩及び島しょの 4 つに分け、予定価格 5 億円未満を 2 JV 案件に、5 億円以上を 3 JV 案件としています。

そのうえで入札参加要件として、2 JV 案件の第 2 順位構成員と 3 JV 案件の第 3 順位構成員については、本店が都内にあり、かつ、東京都と契約する営業所（本店を含む）が施工場所区域にあることとし、また、3 JV 案件の第 2 順位構成員については、東京都と契約する営業所（本店を含む）が施工場所区域にあること、としています。

ご要望のとおり所在地限定を外すことで、意欲ある事業者には受注機会や工事実績の確保に繋がるものと考えられますが、一方で、特定の地域への参加希望の偏りや事業者間の受注機会の偏りを招き、ひいては建設共同企業体の主旨でもある中小企業者の受注機会、技術研鑽機会の確保を阻害する恐れもあるため、今後とも、他の業種とのバランスも考慮しつつ、慎重に対応すべき問題と考えています。

2.第2順位以下の構成員の罰則緩和について

共同企業での指名停止処分の罰則について、企業体の構成員全てが同じ期間ではなく、第2順位以下の中小建設会社に対しては、期間を緩和していただきたい。

大企業は全国で受注していますが、第2順位以下の中小建設会社(地場業者)は、東京都だけでの受注が多く、指名停止処分の期間が長くなると、会社が存続出来ない状況になるため、期間の緩和をお願いいたします。

【回答】

都が採用する共同企業体の制度は、工事を共同連帯して営むこととしている制度であり、当該共同企業体が施工した工事の履行に関し、当然に連帯して責任を負うべきものです。

指名停止制度は、都における契約事務の適正な執行を確保するための制度であり、共同企業体が施工した工事について、指名停止要件に該当した場合は、当然に全構成員が指名停止措置の対象となるべきであり、共同企業体内の順位によって差異を設けることは、制度の趣旨から合致しません。

なお、同様の趣旨から、共同企業体が優良工事を行った場合は、順位による差異を設けることなく、全構成員一律に、同じ優先指名の対象となる期間を設定しています。

引き続き、現在の制度を適切に運用していきます。

II. 働き方改革の推進

① 生産性向上に向けての書類簡素化と書類作成期間について

これまで私共都中建では、毎年書類の簡素化について要望して参りました。しかしながら、目立った進展がありません。

東京都技術会議建設業の魅力向上部会で、工事関係書類の削減・簡素化の概要で削減数値が示されていますが、いまだに提出書類は、増える一方です、又建設局では、工事情報共有システム活用ガイドラインを策定されましたが、中々運用には、至っていないのが現状です。

書類の削減・簡素は、建設業界における働き方改革の一丁目一番地です。いよいよ建設業も、2024年4月から完全週休二日制と時間外労働の上限規制（月45時間）が適用されます。従来通りの工期設定では、現場完了時に書類作成も完了した上で、竣工検査を受ける必要があります。このため、現場担当者は平日の残業に加えて作業が休みの土日祝日に書類整理をしなければ間に合わず、1日の拘束時間が増え、残業も増えていく一方です。これでは、上限規制に適合することは不可能です。

そこで新たな試みとして工事完了後に書類作成期間を設けることを提案いたします。期間としては、工事着手段階で工種により準備期間を30日～150日設定しています。後片付け期間とは、別に施工完了後、準備期間と同等の期間を設定していただけないでしょうか、ぜひご検討願います。

【回答】

工事関係書類の削減・簡素化に取り組むことは、建設業における生産性向上を図り働き方改革を推進するため重要です。このため、東京都技術会議において、財務局を含む8局が工事関係書類の削減・簡素化を行うモデル工事を実施して効果や課題の検証を行い、令和3年2月に「削減・簡素化が可能な工事関係書類」を選定しました。今後、選定した書

類の削減等について各局において関連基準類を改定する予定です。

工期設定に当たっては、工期に関する基準（令和2年7月20日付中央建設業審議会決定）を踏まえ、具体的には、新築・改築・増築の工期は、（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」を参考に設定し、直接工事に必要な日数のほか、機器の調整・検査期間・施工条件や休日等を考慮した日数を加え、工事段階に必要な期間を確保しています。

今後とも適正な工期の確保と合わせて書類の削減・簡素化を推進していきます。

② 入札時における積算内訳書の提出について

1. 積算内訳書の訂正について

入札落札予定者には積算内訳書の提出が求められますが、平成 29 年 6 月の入札契約制度改正後、捨印による内訳書の金額訂正が出来なくなりました。総括表の合計金額での四捨五入時に発生する 1～2 円の差異について、訂正出来るようにしていただきたいと思えます。

積算内訳書の提出は、確実に積算、見積をしているかの確認のためであり、総括表での四捨五入で 1～2 円の差異があったとしても積算をしていないということではないため、訂正を認めていただきたい。

【回答】

東京都では、談合等不正行為の発生及び入札参加者の見積努力の低下を防止する観点から、都が配布した積算内訳書に金額を記載したもの又はこれに準ずるものの提出を求めています。

積算内訳書の各項目の計算に誤りがある場合等、記載内容に不備若しくは不足がある場合には、入札金額の積算根拠が確認できないため、入札を無効としています。

財務局契約第一課においては、無効になる事例や、提出後に積算内訳書の差替え、訂正等を認めない旨を記載した案内文を案件公表時に添付するとともに、積算内訳書を受領する際にも、差替え、訂正等を認めていないのでよく確認するよう、注意喚起しているところです。

2.設計図書の配布データ形式について

工事発注時には、積算の負担軽減のため、設計図書が PDF データで配布されますが、積算内訳書は、PDF ではなく Excel データでの配布にしていきたい。

受注者は PDF から Excel データに変換するのですが、変換出来ない項目もあり、内訳書の枚数が多い設計書では、項目を直すにも大変時間がかかります。

期間内に積算見積をするために残業等が発生し、働き方改革の妨げとなっておりますので、積算内訳書の Excel データでの配布をお願いいたします。

【回答】

財務局契約第一課では、現在、案件公表時に積算内訳書等の様式を、データ等の加工が困難な PDF ファイルで提供しています。これは、積算内訳書等は「任意様式」であり、あくまでも参考として添付しているという位置づけから、このような対応としています。

ご要望のとおり、Excel データでの提供は、働き方改革の中、事業者の皆様の実務の効率化等に寄与する一面もあるかと思っています。

しかしながら、Excel は便利なツールである反面、数式の誤りやセルの加工による影響、端数処理で数値が変わってしまっても気が付きにくいなど、積算上の誤りを招く危険性もあるものと認識しています。

誤りを防ぐためには事業者側、都側の双方がより入念に確認をする必要が生じ、現時点では結果的に事務を煩雑にすることになりかねないと考えています。

都の入札契約制度等に関する要望への回答について

団体名 一般社団法人東京電業協会

要望事項・回答

一 厳しさを増しつつある経済環境下における建設業の経営基盤の強化について

・ 安定的・持続的な工事発注量の確保について

新型コロナウイルス感染症の発生により、経済活動が停滞し景気の先行きが不透明な中、一部自治体や企業において発注自体の延期や中止が決定されるなど、建設業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

建設業は、都民生活や産業活動を支える基盤となる社会資本やライフラインの良質な整備を通じて、都市の発展に貢献していくという役割を担っているものと考えており、我々電気設備工事業界としても使命感をもって企業活動を展開しております。

今後ともこうした使命を果たしていくためには、将来を担う人材の確保・育成と、企業が適正な利益を確保し、健全な経営を持続できる環境が必要です。こうした観点から、公共工事につきましては安定的・持続的な発注量を確保していただきますようお願いいたします。

【回答】

公共工事の発注については、それぞれの事業所管局において、事業計画に基づいて各事業の必要性や優先度を見極めた上で、適切に行われるものと認識しています。

あわせて、将来を担う人材の確保・育成に資する働き方改革の取組として、改正品確法の趣旨を踏まえ、債務負担行為や繰越明許費等を活用した施工時期等の平準化に積極的に取り組んでいきます。

・分離発注の継続実施について

電気設備の専門・高度化を背景として、電気設備工事の入札契約については、発注者に満足度の高いサービスを提供するという品質を確保し、独立した部門として施工責任を負う、分離発注が最も合理的な発注システムであると考えており、私どもは業界の総力を挙げて分離発注推進の運動を展開しております。

東京都におかれましては、従来から電気設備工事の分離発注を実施していただいておりますが、今後とも継続いただきますようお願いいたします。

【回答】

都では、中小企業が地域社会の活力や雇用の創出など、都民生活の向上に果たす役割を踏まえ、分離分割発注によって、中小企業の受注機会の確保を図っています。

業種ごとに工事を分離発注することで、事業者の専門性が発揮される効果を期待するとともに、発注ロットを適切に分割することで、技術力のある事業者間での競争環境の確保が図られると考えております。

今後とも原則として分離分割発注を徹底するよう、各局に周知していきます。

・ **中小企業育成・支援策としての共同企業体結成時の加点に関わる総合評価方式適用案件について**

建設業全体が発展していくためには、地域のインフラを守るという都民生活にとって大きな役割を担い、地域を支えている中小企業の育成が重要となります。

中小企業の育成・支援策として、中小企業が大型工事案件に挑戦する機会や、大手企業の有する技術や難易度の高い工事を経験する機会として、共同企業体の結成は大きな役割を有しています。

共同企業体結成時の加点は、総合評価方式のみ適用されますが、電気工事では総合評価方式適用案件が少なく、加点によるインセンティブを受けられないことから共同企業体の結成自体が少ない現状があります。

中小企業の育成と受注機会の確保という観点からも、総合評価方式適用案件を増やしていただき、受注者が共同企業体を選択・結成しやすい環境の整備をお願いいたします。

【回答】

都では、過度の低価格競争を抑制し、中長期的に工事品質の確保を図るため、総合評価方式の適用を推進しています。

また、中小企業の受注機会の確保など、JVが果たしている役割も認識しており、平成30年6月、入札契約制度改革の本格実施の際、都内中小企業とJVを組んだ場合における総合評価方式での加点を拡大しました。

電気工事を含め、工事の発注に当たり、総合評価方式の適用については、工事内容、工事規模、発注時期等の諸条件を勘案し、それぞれの発注部局において判断しています。

引き続き、工事内容等の諸条件を踏まえた上で、総合評価方式を積極的に適用するよう、各局に周知していきます。

二 働き方改革の着実な進展に向けた取組について

【現場の生産性向上に向けた現場従事者の負担軽減に関する取組】

・建設業における週休 2 日の実現について

建設業では、長時間労働について 2024 年 4 月 1 日から罰則付き上限規制が適用されることを見据え、その是正に向け引き続きスピード感を持った積極的な取組が必要であり、その対応策の中心となる「週休 2 日推進」の取組を進めています。

建設業が他業界と比べ長時間労働となる要因として、土曜日や祝日に稼働することが常態化しており、工期が逼迫した場合などにはそれが顕著に現れます。また、電気設備工事では、業種の特性として夜間や休日にしか作業ができないケースもあります。

建設業において週休 2 日の確保を早期実現するためには、発注者指定型での工事発注を増やしていただき、また、業種ごとの工事特性を踏まえて、分離発注案件では全工事一斉閉所ではなく、発注工種ごとに閉所を可能とする取組や、土日・祝日閉所ではなく平日に振り替えて休日確保する取組等を進めていただくことが必要です。

週休 2 日を早期に確保・実現できるよう、業種ごとの工事特性にも着目していただき、更なる取組をお願いいたします。

【回答】

財務局では、平成 28 年度から発注者が指定する土日を休みとするモデル工事の試行を開始し、週休 2 日の実現に向けて取り組んできました。令和 2 年 10 月からは、まずはグラウンド工事・解体工事において、受注者の希望に応じて休日を設定できる受注者希望型週休 2 日モデル工事を始めたところです。このことにより例えば、4 週間の土日祝日のうち 4 日間を休日とし、残りを平日に振り替えることを可能となることで、受注者は施工状況等に応じ、工程を柔軟に計画できます。

今後とも試行を継続し、様々な施工現場の状況を踏まえつつ業界団体の声も聴きながら、働き方改革の取組を進めていきます。

・関係書類の簡素化・削減について

現場従事者は、現場管理や工程調整、提出書類の作成等、業務は多岐にわたります。なかでも、工事提出書類は作成書類量が多く、重複して資料を求められるケースがあり、長時間労働発生の要因の一つとなっています。現在東京都においては「書類削減モデル工事」を実施し、各局において検証を行うと聞いておりますが、現場従事者の長時間労働の是正は待ったなしの課題であり、「書類削減モデル工事」の適用案件数を拡大するとともに、検証結果を全庁的な準則としてガイドラインにまとめ、書類の簡素化・削減を推進するなどの早急な取組をお願いいたします。

【回答】

工事関係書類の削減・簡素化に取り組むことは、建設業における生産性向上を図り働き方改革を推進するため重要です。このため、東京都技術会議において、財務局を含む8局が工事関係書類の削減・簡素化を行うモデル工事を実施して効果や課題の検証を行い、令和3年2月に「削減・簡素化が可能な工事関係書類」を選定しました。今後、選定した書類の削減等について各局において関連基準類を改定する予定です。

こうしたことを通じて、今後も書類の削減・簡素化を推進していきます。

・受発注者間の協議・情報共有の迅速化にむけたワンデーレスポンスの規定化について

受注後、工事現場において予見不可能な諸問題が発生した場合、受発注者による協議・承諾等に時間を要し、工程に影響が生じるなど現場従事者の大きな負担となります。

東京都におかれましては、工事の品質を確保し施工を円滑に進めていくために、受発注者の意思疎通について速やかな対応に努めていただいておりますが、受注者からの質問・協議への回答は基本的に「その日のうち」に対応するという、いわゆる「ワンデーレスポンス」をルールとして明確に規定することにより、全ての現場において発注者が厳守する事項としていただき、確実に現場施工管理業務の負担軽減につながる更なる取組をお願いいたします。

【回答】

工事の品質を確保し施工を円滑に進めていくためには、受注者と発注者が迅速に意思疎通を図ることが重要です。

このため受注後の工事現場において、例えば予見していなかった問題が生じた場合、速やかに回答するように努めてきました。

今後も研修などの機会を通して職員に伝え、円滑な意思疎通を図っていきます。

三 持続可能な事業環境の整備に向けた適正な工期と平準化の取組について

・発注・施工時期の平準化について

建設業では年度における繁閑の差が大きいため、繁忙期は長時間労働の発生や労務資機材の確保が困難となり、一方で閑散期は収入が不安定化するという問題があります。また、不足する人材を効率的かつ効果的に配置するためにも、繁閑期の差が無い環境作りが不可欠であります。

昨年の品確法の一部改正により、公共工事の施工時期の平準化が「発注者の責務」として明確に規定されました。

東京都では、令和3年度設備平準化率0.8の達成に向けて取組が進められておりますが、更なる発注時期の平準化を進めていただき、また、施工集中による人材不足を緩和するため、現場の稼働状況についても確実に平準化を進めていただきますようお願いいたします。

【回答】

都では、現場の稼働状況を平準化させるため、平準化率（年度の平均稼働件数に対する4～6月の平均稼働件数の比率）を指標として導入しており、令和3年度を目標年度とする具体的な目標値を業種ごとに定め、ゼロ都債や工期12か月未満の債務負担行為などを積極的に活用した取組を進めております。これに加えて、令和2年1月に改正された品確法運用指針の趣旨も踏まえ、繰越明許費の効果的な活用も推進していきます。

引き続き、全庁をあげて平準化にかかる取組を確実に推進していきます。

・概成工期の取り扱いについて

電気設備工事においては、前工程の建築工事の進捗に影響され、工期が逼迫することが多々あります。

工期が逼迫すると、計画外の人員確保や資機材の調達によるコストの増加、前工程に遅延があっても竣工日は変わらず、工期を厳守するため休日を返上しての作業等を招く要因ともなり、現場従事者の大きな負担となります。

このため、他工種に影響されず、適正な施工期間を確保するためにも、概成工期の設定と、厳格な運用が重要となります。

東京都では概成工期を特記仕様書に規定していただいておりますが、確実に厳守する事項とするため、発注者として現場実査をルールとして規定することにより、各工種の遅延確認と適切な指導等をより強化していただき、定例会等を通し発注者として積極的に工程管理へ関与するなど、設備業者にしわ寄せが発生しないようご支援ご指導をお願いいたします。

【回答】

財務局の工事においては、機器等の総合試運転や調整期間を確保するため、発注時には日建連版の「建築工事適正工期算定プログラム」により適正に概成工期を設定し、発注図書の一部である特記仕様書に記載しています。

特記仕様書に定めた概成工期を遵守するため、各工事の受注者に対して指導・助言等に努めています。近年、受電（概成工期）の6か月前と1か月前に統括電気主任技術者が現場実査を行うとともに、総合定例会で各工事の受注者に対して指導や助言を行っています。

引き続き、概成工期の設定や遵守について、周知・徹底を図っていきます。

都の入札契約制度等に関する要望への回答について

団体名 一般社団法人東京都電設協会

要望事項・回答

1. 現行の工事発注方式の堅持

現行の分離・分割発注方式は、今後も堅持していただきたい。

建築物全体の取得コストを低減させるため、建築一括発注方式を採用すべきとの意見が一部にあるが、一括発注方式では、電気工事業者のような専門工事業者はすべて下請業者となり、多くの事業者が建築業者からのコスト削減要求や、ダンピング競争にさらされるばかりでなく、元請業者としての工事实績を積む機会を失うことにもなる。

コストの透明性や品質の確保という点で、現行の分離・分割発注方式の方が優れており、東京都では、今後もこれを堅持すべきであると考えている。

【回答】

都では、中小企業が地域社会の活力や雇用の創出など、都民生活の向上に果たす役割を踏まえ、分離分割発注によって、中小企業の受注機会の確保を図っています。

業種ごとに工事を分離発注することで、事業者の専門性が発揮される効果を期待するとともに、発注ロットを適切に分割することで、技術力のある事業者間での競争環境の確保が図られると考えています。

今後とも原則として分離分割発注を徹底するよう、各局に周知していきます。

2. 平成30年度実施制度の長期継続

平成30年6月25日より本格実施となった新たな入札契約制度を、長期にわたり継続実施していただきたい。

入札契約制度は行政執行に係わる極めて重要な制度であり、安定的な適用が求められるものであると考える。

【回答】

当面は現在の入札契約制度を安定的に運用しつつ、データの検証や業界団体との意見交換により、建設業界を取り巻く状況を常に見定めながら、時代時代にあったより良い入札契約制度の構築を図っていきます。

3. 4週8閉所の実現

(1) 指導の徹底と予算の確保

政府の「働き方改革実行計画」により、改正労働基準法による罰則付きの時間外労働の規制は、建設業については、施行から2024年までの5年間、適用が猶予されているが、国土交通省からの要請もあり、業界団体による週休二日実現に向けた計画が策定され、18年度は4週5閉所、19年度は4週6閉所以上、2021年度末までに、4週8閉所を実現するとの目標が掲げられ、2018年4月より実施されている。

しかしながら現実には、官民の工事を問わず、建築主体工事業者による土曜日の閉所は行われず、ほとんど毎土曜日に作業が行われているのが現状である。

このような状況を踏まえ、東京都発注の公共工事において働き方改革の一環として週休二日制を導入するについては、確実に週休二日を実現できるよう、建築主体工事を行う企業への土曜日の現場閉鎖・入場禁止の指導の徹底等、思い切った策を講じていただきたい。

また、週休二日を実現するための十分かつ適切な工期を設定するとともに、工期に見合う経費の計上、予算の確保も適切に行っていただきたい。

【回答】

建設業の持続的発展のためにも働き方改革は重要であると認識しています。このため、財務局では一斉に現場閉所する週休2日モデル工事を平成28年度から試行しているところです。モデル工事の入札条件として「東京都の休日に関する条例」に規定する休日には原則工事を行わないこととしており、土曜日が含まれます。

工期設定に当たっては、工事に直接必要な日数のほか、施工条件や休日等を考慮した日数を加え、工事段階に必要な期間を適切に確保してい

ます。具体的には、新築・改築・増築の工期は、（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」を参考に設定しています。

さらに、平成 30 年 10 月以降公表するモデル工事については、週休 2 日に取り組む際に必要となる経費として、実態を踏まえ、労務費の補正を行っています。

今後も業界団体の声を聴きながらこの取組を進めていきます。

(2) 主体工事の竣工 + 14日の復活

工事の進捗管理を的確かつ十分に行い、建築工事の遅れが設備工事の実工期に影響を与えないようにしていただきたい。

そのためにも、以前実施していた工期「主体工事の竣工 + 14日」を設備工事を含めた竣工日に設定する扱いを復活していただきたい。

【回答】

財務局では工事を確実に完了し、円滑に施設の供用を開始するため、設備工事の工期を建築工事と同時にしています。工期設定に当たっては、工事の各段階に必要な期間を適切に確保するとともに、設置機器等の総合試運転や調整期間を確保するため、受電時期となる概成工期を適正に設定し、発注図書の一部である特記仕様書に記載しています。

また、概成工期を遵守するため、統括電気主任技術者が受電（概成工期）の6か月前と1か月前に、現場の総合定例会議で各工事の受注者に対して指導・助言等に努めているところです。

引き続き、受注者に対して工程管理の重要性について理解を求め、概成工期の遵守を図っていきます。

4. 財務局発注案件における重複申込可能な制度の導入

財務局発注案件についても、他の部局と同様に、件名の重複申込ができる制度を導入していただきたい。

財務局発注案件に関する現行の入札契約制度では、1件名について申込から入札までの期間に1ヶ月半から2ヶ月を要し、受注できない場合、別件を改めて申し込むこととなるため、入札時に選定した技術者が遊んでしまうリスクを抱えることになっている。

入札者数を増やして活性化を図るためにも、件名の重複申込ができる制度の導入が必要と考える。なお、1件でも落札した場合、他は辞退とする。

【回答】

財務局契約第一課発注の9億円未満の電気設備工事については、希望申請中又は希望指名中の別案件がある場合、原則として重複の希望申請を不可としています。

これは、できるだけ多くの事業者に受注の機会を提供するとともに、安易な希望申請を排除し、希望申請した案件について最後まで責任をもって応札していただくことを目的として従来から長く運用しているルールであり、業界全体にも広く浸透しているものと認識しています。

ご指摘の通り、現行のルールにおいては、希望した案件を落札できなかった場合、予定していた技術者に1ヶ月以上の空白期間ができてしまうケースが考えられます。技術者不足が顕在化している今日においては、切実なご要望であると受け止めています。

一方、重複希望を可能とした場合、技術者を多数有する事業者など特定の事業者を受注が偏ったり、安易な入札辞退を誘発する等のデメリットも考えられます。

今後、こうした考え方にに基づき、希望申請の状況や業界全体のご意見、さらには他の業種とのバランスも併せて考慮しつつ、慎重に対応すべき問題と考えています。

5. LED照明のリース契約不採用の継続

東京都が行うLED照明の導入推進は、街路灯を含めてリース契約を採用しない旨の回答をいただいているが、電気工事業界の健全かつ継続的な発展のためにも、改めて、この方針の継続をお願いしたい。

【回答】

所管の建設局に確認したところ、リース契約を採用する予定はなく、引き続き、工事発注を行うと聞いています。

6. 意見交換の機会と業界団体の活動に対する支援の継続

今後とも、業界・事業者団体との意見交換の場を設けていただくとともに、団体が開催する知識や制度情報の普及・啓蒙のための講習・研修会などへ職員の方を講師として派遣していただくなど、その活動への協力と支援をお願いしたい。

【回答】

より良い入札契約制度を構築するためには、業界団体との意見交換は重要であると考えており、今後も実施させていただきたいと考えています。

また、講習会等への講師派遣につきましても、引き続き実施していきます。

7. 入札スケジュールの事前公表

入札情報サービス (<https://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/SrvPublish>) の年間発注予定情報などで発注予定案件を事前に公表していただいているが、不確かな面があり、応札者としては計画的な入札参加をし難いところがある。そこで、開札の1～2か月前には案件情報を公表していただきたい。そのことで、応札者は案件情報を精査、調整可能となり計画的な入札参加に取り組み易くなる。入札不調・不落の発生を減じることにも繋がると考える。

【回答】

案件情報の公表時期は、工事の規模等によって、必要となる公表期間や見積り期間などを踏まえ、適切に設定しているところです。

また、年間発注予定情報は、事業者の方にとって技術者等の配置を計画的に行い、受注計画を立てるにあたっての重要な情報であり、ひいては、都の着実な事業進捗に繋がるものであると認識しています。

そのため、年間発注予定情報については、随時更新の徹底と四半期ごとの定期確認を行うよう各局に対して働きかけており、迅速かつ正確な情報提供に努めているところです。

ご指摘の点を踏まえつつ、引き続き、年間発注予定情報の精度を高め、入札に参加しやすい環境づくりに取り組んでいきます。

都の入札契約制度等に関する要望への回答について

団体名 一般社団法人東京空調衛生工業会

要望事項・回答

1 工事発注量の維持継続について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、来年度予算の内訳においては「建物保全」庁舎等の整備」「水道配管の耐震化」などで縮小傾向に有ります。

コロナ対策予算の増大により、都民の皆様の生活基盤である公共工事（施設・インフラ整備等）の予算が縮小に繋がらなく、経済活動が良好な循環になるよう継続的な予算の執行を行うようお願いいたします。

【回答】

公共工事の発注については、それぞれの事業所管局において、事業計画に基づいて各事業の必要性や優先度を見極めた上で適切に実施されるものと認識しています。

2 分離発注方式維持継続について

東京都発注の設備工事については、「分離発注方式」を原則として実施していただいております。感謝申し上げます。

建築物の総合的な品質は設備工事の品質によっても大きく左右され、設備専門の技術を有する企業が、発注者のニーズを直接把握し、責任をもって施工する「分離発注方式」こそ、高品質の確保に最適であり「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品確法)の趣旨に合うものと考えております。

つきましては、今後も引き続き「分離発注方式」の維持・継続を強くお願いいたします。

また、近年都内の自治体において、一括発注が行われるケースが見受けられます。技術者不足等を理由に安易に一括発注が行われることがないよう、都による技術支援または積極的な助言を行っていただきますようお願いいたします。

【回答】

都では、中小企業が地域社会の活力や雇用の創出など、都民生活の向上に果たす役割を踏まえ、分離分割発注によって、中小企業の受注機会の確保を図っています。

業種ごとに工事を分離発注することで、事業者の専門性が発揮される効果を期待するとともに、発注ロットを適切に分割することで、技術力のある事業者間での競争環境の確保が図られると考えています。

今後とも原則として分離分割発注を徹底するよう、各局に周知してまいります。

また、都内自治体への助言についてですが、発注方式に関しては、各自治体の責任の基に、それぞれの地域において抱える課題に応じ、適切に対応がなされているものと認識しています。都としては、都内の自治体に対して、都の取組などを参考として示すこと等を通じて、引き続き、都内自治体の取組を支援してまいります。

3 入札契約制度について

1) 予定価格の「事後公表」について

当会は従前より、予定価格については「事後公表」とすべきであると主張してまいりました。

しかしながら、平成 30 年 6 月の本格実施の後、財務局契約の開札ベースの対象件数では、約 60%と高い割合で「事前公表」となっております。不良不適格業者の排除の徹底と、工事品質を確保するために、予定価格を全ての案件に対して「事後公表」に変更していただきますようお願いいたします。

【回答】

入札契約制度改革の試行から本格実施に移行する際、予定価格の事後公表により中小企業の積算に係る負担が増加し、結果として入札参加の障壁となり、不調率が上昇したという状況なども踏まえ、低価格帯の案件については事前公表することとしました。

今後当面は現在の制度を継続しつつも、データ検証等により制度を取り巻く状況を把握したうえで、より良い制度の構築を図っていきます。

2)「混合入札方式」について

混合入札での受注状況を見ますと、単体での受注件数割合が設備業種では約80%の割合となり徐々に増加しております。

「混合入札方式」を継続していく上で、中小企業育成の観点からもより多くの中小企業がJVへの参加機会を増大する事が必要であると考えております。

つきましては、以下の点について御検討をお願いいたします。

- ① 中小企業の受注機会の確保等を図る観点から、都内中小企業とJVを組んだ場合の総合評価方式における加点措置が拡充されましたが、加点対象となる総合評価方式は設備業種では少なく対象となる案件は拡大しておりません。JV結成での参加を促すことから総合評価方式による入札案件を増やしていただきますようお願いいたします。

【回答】

都では、過度の低価格競争を抑制し、中長期的に工事品質の確保を図るため、総合評価方式の適用を推進しています。

工事の発注にあたり、総合評価方式の適用については、工事内容、工事規模、発注時期等の諸条件を勘案し、それぞれの発注部局において判断しています。

引き続き、工事内容等の諸条件を踏まえた上で、総合評価方式を積極的に適用するよう、各局に周知していきます。

4 改正品確法に定める発注者の責務について

現在の建設業界の最大の課題である担い手の育成・確保並びに労働条件・労働環境の改善については、基本的に企業及び業界団体が対応すべき事項であると認識しておりますが、発注者のご理解とご協力をいただかなければ解決できない以下の三項目について対応をお願いいたします。

1) 適切な工期の設定

働き方改革関連法が成立し、建設業も時間外労働の上限規制が適用されることになりました。また、近年の入職者の大きな関心事は休日の確保です。

東京都においては平成27年度から「週休2日モデル工事」を実施していただいておりますが、週休2日が実施できたかどうかだけでなく、当初設定した工期が適切であったかどうかを併せて検証し、今後の発注に反映していただきますようお願いいたします。

【回答】

財務局では、工期設定に当たっては、工事に直接必要な日数のほか、施工条件や休日等を考慮した日数を加え、工事段階に必要な期間を適切に確保しています。工期に関する基準（令和2年7月20日付中央建設業審議会決定）に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定することとしています。具体的には、新築・改築・増築の工期は、（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」を参考に設定しています。

また、現場実態として、休日に作業が行われる場合が少なくないことから、一斉に現場閉所する週休2日モデル工事を平成28年度から試行しています。

モデル工事終了後にはアンケート調査を実施し、その結果を財務局ホームページで公表しております。引き続きアンケートを行うなど業界団体の声も聴きながら、試行を継続するとともに、適切な工期等の設定に努めます。

2) 適正な予定価格の算定

適切な工期や経済社会情勢の変化等を踏まえ、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成・確保ができる予定価格を算定していただきますようお願いいたします。

また今後は、建物保全の観点から改修工事が多くなることも予想されますが、改修工事においては、施工条件や工事内容によっては予算との乖離が大きくなり、不調・不落案件が増大する事が懸念されますので、より一層適正な予算を算定していただくように合わせてお願いいたします。

【回答】

予定価格については、積算基準に基づき、適切に積算を行っています。積算に当たっては、最新の公共工事設計労務単価及び資材価格を適用しており、例えば、主要資材である鋼管類については、毎月価格改正を行っているところです。

改修工事においては、施工条件や工事内容を十分検討した上で、工事を発注しています。発注図書と現場の状況に差異が判明した場合などには、発注者と受注者双方の責務や手続を明確にした「工事請負契約設計変更ガイドライン」に基づき設計変更を行うなど、適切に業務を行ってまいります。

3) 計画的な発注（発注・竣工時期の分散・平準化）

技能者・技術者が不足している現状では、発注・竣工時期が集中している場合は受注意欲があっても対応することは困難です。様々な手法を活用して計画的に発注を行っていただきますようお願いいたします。

【回答】

都では、現場の稼働状況を平準化させるため、平準化率（年度の平均稼働件数に対する4～6月の平均稼働件数の比率）を指標として導入しており、令和3年度を目標年度とする具体的な目標値を業種ごとに定め、ゼロ都債や工期12か月未満の債務負担行為などを積極的に活用した取組を進めています。これに加えて、令和2年1月に改正された品確法運用指針の趣旨も踏まえ、繰越明許費の効果的な活用も推進していきます。

引き続き、全庁をあげて平準化にかかる取組を確実に推進していきます。